

# 事故災害対策編



# 第1章 事故災害応急対策計画

## 第1節 基本方針 【総合調整班】

大規模火災、危険物災害、原子力災害、道路・鉄道・航空災害等が発生した場合に、市本部を設置し、防災関係機関のほか、自主防災組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

## 第2節 火災対策計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】

大規模な火災等が発生した場合は、埼玉県央広域消防本部と連携し、市の全機能を挙げて消防活動を実施する。

なお、消防活動全般については、埼玉県央広域消防本部が「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき実施するものとするが、本節においては、市及び市消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

### 第1 市の活動体制の確立

市は、火災発生後速やかに職員を招集し、被害情報の収集活動に努めるとともに、防災関係機関と連携して必要な災害応急対策を講ずる。

また、大規模な災害に発達した場合は、市本部を設置し、防災関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に実施する体制を整える。

### 第2 災害情報の収集・連絡等

#### 1 消防法に基づく火災警報

熊谷地方気象台は、当日の湿度、平均風速の条件から、県知事に対して火災気象通報を行う。

埼玉県央広域事務組合管理者は、県知事からこの火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、埼玉県央広域消防本部警防業務規程第54条に定める火災警報の発令及び解除の基準により火災警報を発令してその周知徹底を図る。

#### 2 災害発生情報の収集・連絡

市は、火災発生の通報等があった場合は、消防署、警察署等防災関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、自ら実施する応急対策の活動状況、市本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。また、県、防災関係機関と応急対策活動情報に関して相互に情報交換を行う。

### 第3 消防団による消防活動

市消防団は、埼玉県央広域消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

#### 1 出火防止

災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

## 2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

## 3 救助活動

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

## 4 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

## 5 情報収集

早期に災害情報を収集し、市本部及び埼玉県央広域消防本部に連絡する。

## 6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

# 第4 自主防災組織による消防活動

## 1 出火防止

地域住民に対して、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

## 2 消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

# 第5 他の消防機関に対する応援要請

## 1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、大規模火災や延焼火災等が発生し、市及び埼玉県央広域消防本部の消防力だけでは対応できないときは、埼玉県央広域消防本部を通じて「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

## 2 県知事への応援出動指示の要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して県内の他市町村又は消防本部の応援出動を要請する。

### (1) 要請方法

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県知事に要請する。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

#### 応援要請時の明示事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

### (2) 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

- ① 応援消防隊の誘導方法
- ② 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ③ 応援消防隊の活動拠点の確保

## 第3節 危険物等災害対策計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】

災害時の危険物等による被害を最小限にとどめ、また従業員及び市民に対する危害防止を図るため、防災関係機関は相互に協力し、被害を軽減するための対策を講ずるものとする。

### 第1 危険物等災害応急対策

#### 1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

資料編 ○危険物施設一覧

### 第2 高圧ガス災害応急対策

#### 1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察署、消防機関、防災事業所その他の防災関係機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
  - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
  - ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。
- ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化天然ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

### 第3 サリン等による人身被害対策

#### 1 活動方針

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市本部等の組織に必要な職員を動員するとともに、県、防災関係機関に応援を要請し、応急対策を実施する。

#### 2 応急措置

##### (1) 情報収集及び報告

市は、市の区域内に人身被害が発生したときは、速やかに防災関係機関と連携し、また状況によっては本田航空株式会社に協力を依頼して被害状況を収集する。また、当該調査結果を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

##### (2) 立入り禁止等の措置

警察署及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

##### (3) 救出、救助

消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるものとする。具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

##### (4) 医療救護及び救急搬送

市は、市内に人身被害が発生した場合、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

##### (5) 避難誘導

市長、警察官等は、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難指示を行う。

##### (6) 応援要請

市は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、速やかに県に対して自衛隊の災害派遣要請（風水害対策編 第1章 第22節「自衛隊災害派遣要請計画」準用）を要求する。



## 第4 火薬類災害応急対策

### 1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに警察署、消防機関に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

## 第5 毒物・劇物災害応急対策

### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署、消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講ずる。

### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置、緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第4節 放射線関係事故災害対策計画 【総合調整班、環境班】

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質等」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

### 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

#### 1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

##### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定めるもの。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、市、県、及び関係省庁などに通報する。

ア 特定事象発生の場所及び時刻

イ 特定事象の種類

ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

エ 気象状況（風向・風速など）

オ 周辺環境への影響

カ 輸送容器の状態

キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

ク 応急措置

ケ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者及び警察署、消防機関等の防災関係機関との間で、情報の交換などを行う。

##### ② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は図表4-1のとおりである。

##### ③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、県を通じてその通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市長は、県に対し、緊急時モニタリングの実施等について、必要に応じて要請する。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

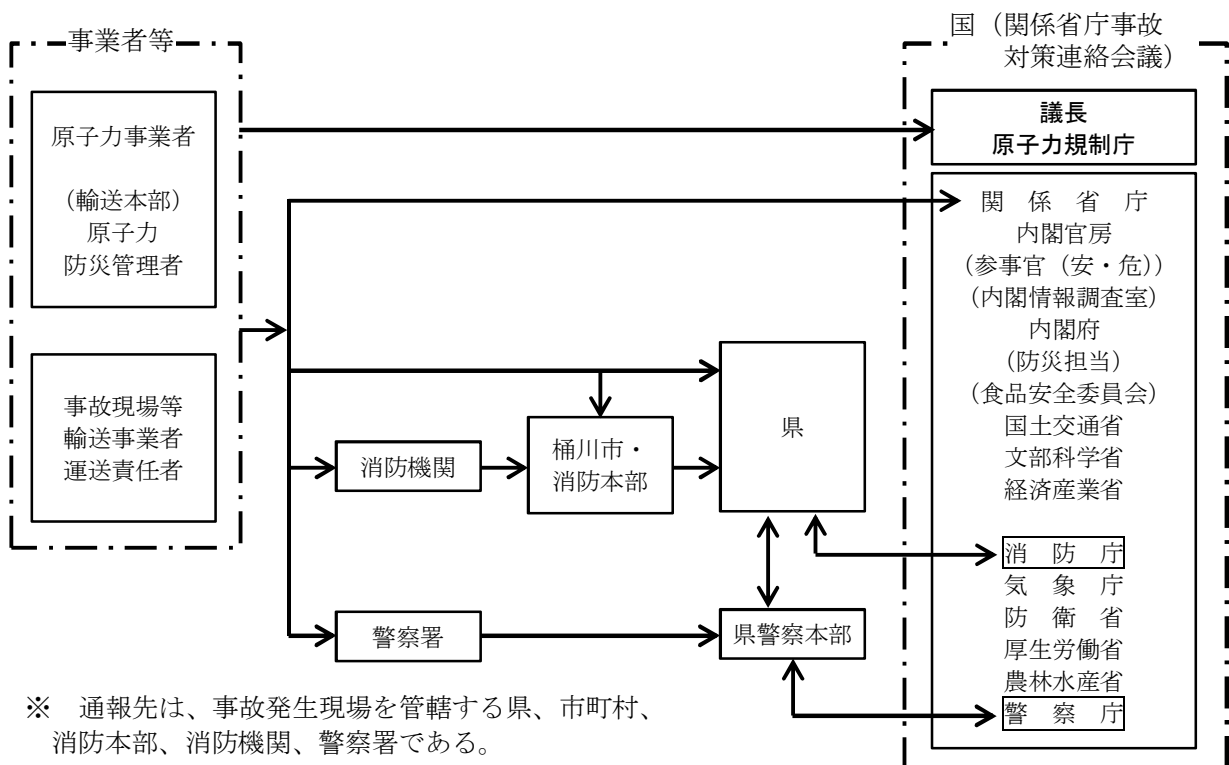
市は、県に緊急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県が実施する緊急対策の活動状況等の連絡を受ける。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

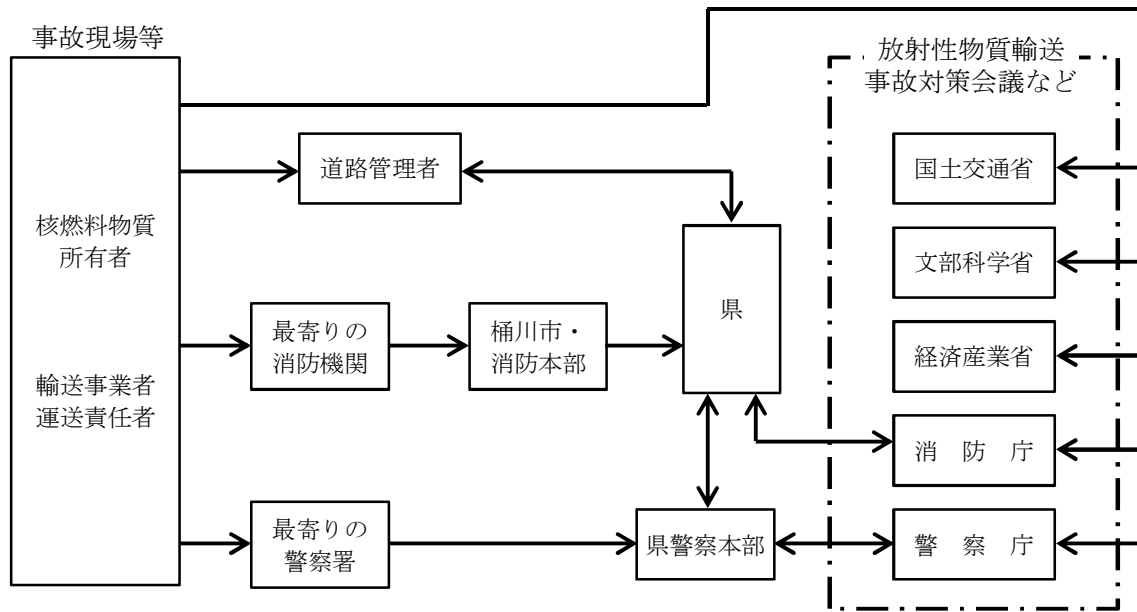
また、電気通信事業者は市等の防災関係機関間の通信の確保を優先的に行う。

図表 4-1 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

図表 4-2 原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例



## 2 活動体制の確立

### (1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について立入を制限）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けたもの、又は受けたおそれのあるものの救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

### (2) 警察署の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、県警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなどの指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### (3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告

するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）は、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

#### (4) 県の活動体制

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

県知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

#### (5) 市の活動体制

特定事象通報時、市は、3号配備（市本部）、災害の状況に応じて4号配備（市本部）として、機関相互の連携を図る。それ以外の場合は、市は、災害の状況に応じて、2号配備A又はB（災害警戒本部）として、連携を図る。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

#### (6) 応援要請

市は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、他の市町村に対しても応援を求める。

### 3 消火活動

---

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

### 4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

---

#### (1) 市本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地对策本部を設置することから、市は、4号配備（市本部）を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、交通の確保、退避・避難収容活動などの措置を講ずる。

#### (2) 市本部の解散

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市本部を解散する。

### 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

#### (1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、

重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

## 6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

資料編 OIL 運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) と防護措置について
--

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が OIL と防護措置についての表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

また、県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第 72 条第 1 項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示する。

③ 防災関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察署その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。  
また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。  
特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、市報、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 7 核燃料物質等の除去等

---

事業者は、関係市町村、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

## 8 各種規制措置と解除

---

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合は、市が保有している検査機器でモニタリングを早急に開始するとともに、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国、県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行

う。

資料編 OIL と飲料水・飲食物の摂取制限について

(2) 解除

市、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

9 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

(2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に挙げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

(3) 汚染状況図の作成

市は、県が緊急時モニタリングの結果に基づき行う被災地域の汚染状況図の作成に協力するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管する。

10 住民の健康調査等

市及び県は、退避・避難した被災住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、県が指定した医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察署、消防機関及び国の関係機関に通



報する。

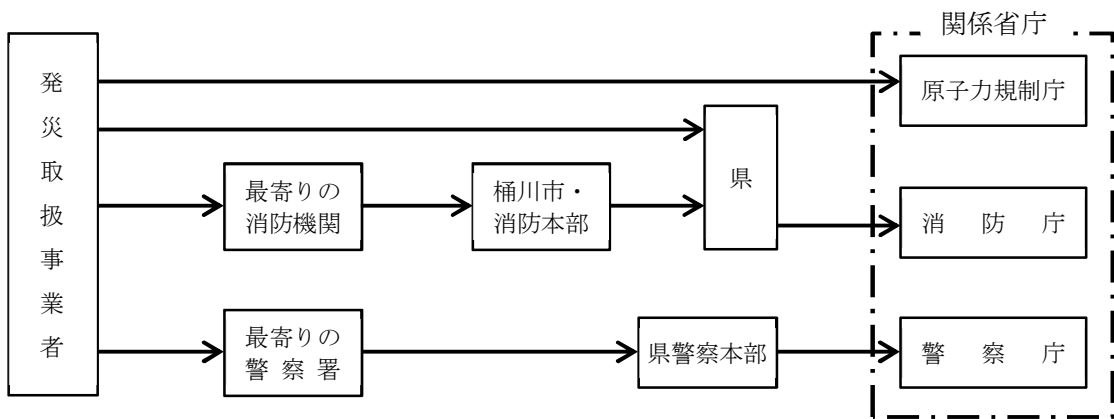
- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡する。

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図表 4-3 放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



③ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は市等の防災関係機関間の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

市は、本章 第4節 第1「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図る。

事故災害対策編

### 第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故対策については、本章 第4節 第1「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」の原子力緊急事態宣言発出時の対応を準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

#### 1 放射線量等の測定

(1) 市民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市は、市民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施とともに、保健所に健康相談の窓口開設を県に要請する。

(2) 空間放射線量の測定

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県や他市町村が実施した測定結果と合わせて、県内における放射線量の分布を把握・広報する。

(3) 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、県や国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

(4) 浄水場発生土及び下水汚泥焼却灰等の放射性物質測定

市は、校庭、浄水場発生土及び下水汚泥焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

#### 2 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。

## 第5節 道路災害対策計画 【総合調整班、土木施設班】

道路構造物の大規模な被害、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防署、警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 第1 発災直後の情報収集等

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

##### (2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

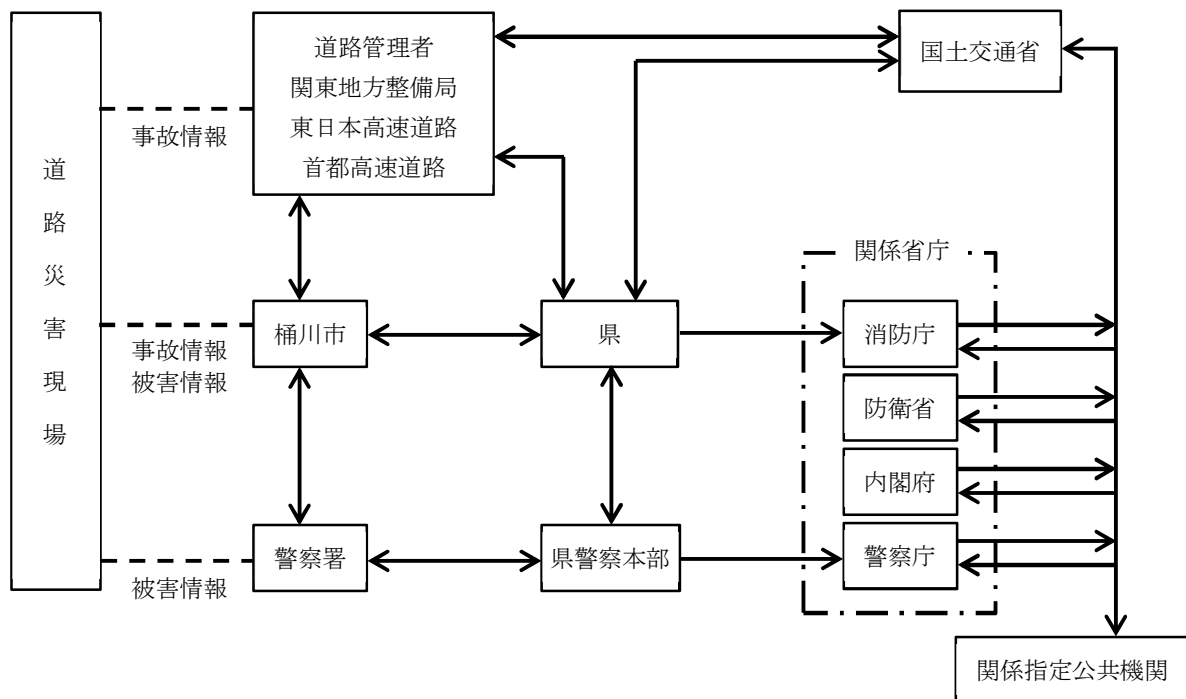
道路管理者は、被害状況を市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### (3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図表 4-4 道路災害情報の収集・連絡系統



##### (4) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、市本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

## 2 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、MCA 無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 第2 活動体制の確立

### 1 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

### 2 市本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、市は市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

### 3 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

## 第3 消火活動

道路管理者は、県、警察署及び市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

## 第4 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、また状況によっては埼玉県トラック協会や本田航空株式会社に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

資料編 ○応援協定等一覧

## 第5 危険物流出時の応急対策

### 1 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防等防災関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

## 2 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

## 第6 道路施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## 第7 的確な情報伝達活動

### 1 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、市防災行政無線、市ホームページ、市報、広報車、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

### 2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### 3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。

## 第8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 第6節 鉄道・航空災害対策計画 【総合調整班、企画班】

大規模な鉄道事故、航空災害などが生じた場合、直ちに国、県、事業者、消防署、警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 第1 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、救出・救助など可能な応急対策を実施する。

### 第2 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、市は市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

### 第3 災害現場周辺の住民の避難

災害現場周辺の住民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長及び警察官等は、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用して避難指示を実施する。

### 第4 救出、救助、医療救護、救急搬送

消防機関を主体とした救出、救助、医療救護、救急搬送に当たるものとするが、具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

### 第5 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行うものとする。

### 第6 救護所・一時滞在施設の開設

負傷者や帰宅困難者の状況に応じて、救護所・一時滞在施設を開設する。

### 第7 被害状況の報告

市は、市内で鉄道事故・航空災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### 第8 応援要請

県、他市町及び防災関係機関との相互応援協定により適切な応急対策を実施する。

防災関係機関への応援要請は、応援・受援対策編 第2章 第3節「応援協力要請計画」を準用する。  
自衛隊への応援要請は、風水害対策編 第1章 第22節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

## 第7節 火山噴火降灰災害対応計画 【総合調整班】

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。また、県内よりも甚大な被害となることが想定される近隣都県を支援する。

### 第1 応急活動体制の確立

市は、市域に降灰による被害が発生した場合、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

### 第2 情報の収集・伝達

#### 1 降灰に関する情報の発信

市は、気象庁による降灰予報又は降灰の観測があった場合、直ちに、県と協力して降灰分布を把握する。また、熊谷地方気象台等から風向き・風速情報等の降灰に関連する気象情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民に周知する。

#### 2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、以下に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等を用いて県に伝達する。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

#### 3 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、気象庁により降灰予報があった場合には、降灰時に取るべき行動について情報発信する。発信に当たっては、緊急速報メール、SNS等の即時性の高いメディアも活用する。

### 第3 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市は警察署等との協力のもと、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が増加することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制が実施される。

#### 第4 避難所の開設・運営

火山灰による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。具体的な開設・運営については、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用する。

避難所の運営に当たっては、火山灰による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の火山灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は速やかに避難所等への給水体制を確立する。

#### 第5 医療救護

市は、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」を準用し、火山灰による健康被害に対応する。

#### 第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

市は、風水害対策編 第1章 第11節「道路応急対策計画」を準用して交通ネットワークの応急対策を講じる。

市は、震災対策編 第1章 第22節「ライフライン等応急対策計画」を準用してライフライン等の応急対策を講じる。

#### 第7 農業者への支援

市は、農作物やその被覆施設に火山灰が付着することによる農作物への悪影響を防ぐため、できるだけ速やかに火山灰を除去できるように支援する。

市は、土壌への火山灰混入による土壌の理化学性の悪化を防ぐため、農業者へ土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

#### 第8 降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとし、民有地内の火山灰の除去は、各家庭又は各事業者によって対応することを原則とする。

市は、灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を一般家庭に配布し、宅地等から排出された灰の回収を行う。また、事業所等から排出される灰の一時的仮置き場を設置する。

#### 第9 広域避難・広域一時滞在

応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。



## 第2章 災害復旧復興対策計画

### 第1節 災害復旧計画

風水害対策編 第2章 第1節「災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 災害復興計画

風水害対策編 第2章 第2節「災害復興計画」を準用する。

### 第3節 生活再建等の支援計画

風水害対策編 第2章 第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

